

第1回令和6年度災害廃棄物対策推進検討会における委員御意見に対する回答

※当日回答：[白色箇所]、本日回答：[水色箇所]

| No. | 議事 | 発言者 | 発言内容 | 回答 |
|-----|---------------------------|------|--|---|
| 1 | (1) 1) 技術・システム検討ワーキンググループ | 勝見委員 | コンクリートがらの再利用について、国交省でも検討されており、建設リサイクルの中でも災害廃棄物の利用が位置づけられている。連携して進めていただきたい。 コンクリートがらのリサイクルあたっては、処理の仕方、品質等の自治体への周知が十分でなく、実際の処理事例も踏まえて、周知いただきたい。 長期間の保管については、適切な管理を行った上で、時が来たらしっかり活用するということを理解してもらう必要がある。 | コンクリートがらの再生利用について、基礎情報を自治体に提供することで、マッチングも含め発災時の再生利用を加速化できる余地がまだある。技術・システムワーキンググループでの議論を踏まえ、分かりやすく自治体、関係者に提供していきたい。 併せて、再生利用促進のためには、一定期間の保管も必要であり、どう管理すればネガティブに捉えられないかという点についても、アイデアをいただきながら対応したい。 国交省との連携も重要であり、対応していく。 |
| 2 | (1) 1) 技術・システム検討ワーキンググループ | 酒井委員 | 早期の被害量把握を指摘しているが、技術・システム検討ワーキンググループでどのような議論が出て、どのような方針を考えているのか紹介してほしい。 | 早期の被害量把握において、特に発生量推計に必要となる建物被害棟数と全壊・半壊等の建物被害程度の把握が重要であり、例えば、国の被害情報共有システムである SIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク）や衛星データの活用が考えられる。環境省では、関係機関等と協議を進めているところであり、技術・システムワーキンググループにおいてもご議論いただきながら、引き続き検討していく。 |
| 3 | (1) 2) 地域間協調ワーキンググループ | 酒井委員 | 片付けごみの組成割合について、5分類で分けられているが、分類について議論はされたか。組成分類に適正処理困難物が含まれていないが、見直しが必要ではないか。 | 今回はマクロ的な整理であり、全体廃棄量に対し占める割合の大きな品目として5分類を用いて推計を行った。その推計精度を上げつつ、適正処理困難物は、全体廃棄物量に対し占める割合は少ないものの、その処理の停滞は仮置場の逼迫等を招く恐れがあり、情報提供にあたってはそうした周知と合わせて行っていく。 |
| 4 | (1) 1) 技術・システム検討ワーキンググループ | 中林委員 | コンクリートがらは、破碎せず、コンクリートブロックのまま活用する方法も検討すべき。 | 破碎選別しながらの利用は、復興資材として大きなニーズがあるところ、マッチングをしっかりとっていく。ニーズを上回る大量のコンクリートがらが発生した場合の対応についても、今後検討していく。 |
| 5 | (1) 1) 技術・システム検討ワーキンググループ | 中林委員 | 能登は住宅が大きく、母屋に加え、蔵や附属建物があったが、被害棟数の集計は母屋のみをカウントしており、非住家や附属建物をどう推計し、被害想定に含めるかという課題がある。蔵などからは多くの退蔵ごみが排出される可能性があり、能登半島地震の対応検証にあたっては、そうした検証も行われるとよい。 | 発生量推計式においては、固定資産の価格等の概要調書（総務省）より入手できる、市町村ごとの延べ床面積を係数のひとつとしており、一定程度、地域特性が反映されている。 引き続き、令和6年能登半島地震を含む、各災害における実績データと推計式による推計値との比較検証を行い、その精度について精査する。 |
| 6 | (1) 2) 地域間協調ワーキンググループ | 中林委員 | 自治体に対し、処理計画の改定の動機付けが必要。例えば、内閣府で行われる大規模災害の被害想定見直しなどが契機になる。具体的な改定のタイミングを示せるとよい。 | 処理計画の改訂の必要性和効果を分かりやすく伝えることで、自治体のモチベーションを上げることは可能と認識。 処理計画の中で、発生量推計の見直し、被害想定の見直し、協定の事前締結、仮置場の事前選定が重要なファクターである。処理計画を改訂することによってこれらがより良いものとなり、平時の準備が災害に生きることを自治体にご理解いただくことが重要。ガイドラインの提供時や地域ブロック協議会での研修時等において周知するなどしていく。 |

| No. | 議事 | 発言者 | 発言内容 | 回答 |
|-----|--------------------------------------|------|--|--|
| 7 | (1)2) 地域間 協調ワーキング グループ | 中林委員 | 公費解体を進める上で、特に空き家については、平時からの対応により空き家を減らすことに加え、空き家の種別ごとにどういった手続きにより円滑に解体を進められるかについて、整理が必要。 また適正処理困難物についても、空き家同様に、平時に事前に処理しておくことが有効。 上記踏まえ、平時と災害時の対処方針を合わせて検討していくことが大事。 | 空き家と適正処理困難物については、平時と発災時の取組を並行して検討することが重要であり、各種施策の実行にあたっては、その点をご理解いただけるよう周知していく。 空き家については所管省庁である国交省と連携して対応する。適正処理困難物については、廃棄物適正処理推進課にてこれまで継続的に検討を行っており、今回の調査も担当ラインと連携して対応を行った。今後の検討についても連携して対応していく。 |
| 8 | (1)2) 地域間 協調ワーキング グループ | 酒井委員 | 適正処理困難物の処理は自治体の方々も悩んでおられる課題であり、全面的に調査を行った上で、優良事例の周知で対応できないものについては、更なる対応について検討いただきたい。 | |
| 9 | (1)3) 令和6 年度の自然災害 における対応状 況 | 中林委員 | 生活ごみについて、家庭ごみと避難所ごみを両方回収すると、人口は増えていないのに、なぜ車両台数の不足が問題になるくらいごみ量が増えるのか。 | 生活ごみ量に変化はないが、避難所と住宅で回収場所数が増えたため、平時の体制では回収頻度が相対的に下がり、車両台数の増加等の対応が必要となった。 |
| 10 | (1)3) 令和6 年度の自然災害 における対応状 況 | 中林委員 | 片付けごみが家屋に残っている。片付けごみ仮置場は概ね閉鎖済みとのことであるが、公費解体の際の、解体ごみと片付けごみの取扱いはどのようになっているのか。 | 片付けごみについては、所有者が解体前に片付けに入る場合と、建物の損傷が激しい場合に解体工事にあわせて片付けに入る場合がある。 前者の、解体前の片付けごみは片付けごみ仮置場へ搬入していたが、今般は道路アクセスの厳しさや、宿泊施設の少なさもあり、（これまでの大規模災害の場合と比べて）ボランティアが少なく、片付けスピードが（相対的に）遅かったため、街中にあふれる状況には至らなかった。 後者は、解体時に三者立会を行い、取り出すものか否かを確認の上、解体業者が解体作業と並行して片付けごみを一緒に出し、運搬することになる。よって解体廃棄物仮置場については、市町によっては片付けごみについても持ち込むことができるという状況になっている。 |
| 11 | (1)3) 令和6 年度の自然災害 における対応状 況 | 中林委員 | 滅失登記は誰がどのように行うのか。 | 滅失登記は、本来は所有者が法務局に行って滅失登記の申請を行う。ただし、要件を満たせば法務局の登記官が職権で滅失登記を行うという仕組みもあり、例えば輪島朝市では、輪島市から基礎情報の提供を受けた上で登記官による職権滅失登記が行われた。 令和6年5月に法務省と連携して事務連絡を発出して以降、現場で課題となっていた倒壊家屋の解体について申請書類の合理化・簡素化を進めることができた。今後の災害では事前に周知の上、発災後速やかに活用いただくことで、公費解体事務の効率化を図っていく。 |
| 12 | (1)3) 令和6 年度の自然災害 における対応状 況 | 大塚委員 | 公費解体について、様々問題はあったものの、進捗は進んでいるとのことだった。今般の公費解体の問題は既に解決したということか。 | 県、被災市町、関係業界と協力し、課題やボトルネックを1つずつ解決してきた。今後も適宜フォローアップし、必要に応じて追加的対応を行う。 |

| No. | 議事 | 発言者 | 発言内容 | 回答 |
|-----|-------------------------|------|--|--|
| 13 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 大迫委員 | 人材バンクが増えた理由は。今後もいかに災害対応経験者を増やすかといった点は重要であり、実践の場としての意味合いを活かしつつ、人材バンクの運用を進めていただきたい。 | 人材バンク登録者数の増加については、登録されている支援員からの申し出により、補佐職員として未経験者を連れて複数名で現地支援を行うケースが多くみられた。その結果、支援自治体側としてももこの経験を自らの市町村の災害対応に生かすことができるといった効果を得ることができている。また、環境省から過去の災害経験自治体に声をかけて、登録させていただいた方もいた。 |
| 14 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 大迫委員 | アスベスト対策を整理すべき。 | アスベスト対策については、環境省内関係部署や県と連携して対応している。この点に関しても次回以降の中で整理すべき項目として位置づけていく。 |
| 15 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 大迫委員 | 能登半島地震における災害廃棄物処理の体制面（県への事務委託、二次仮置場）について整理いただきたい。事務的な情報の整理、災害査定につながる作業等におけるDX基盤も今後検証いただきたい。 | 石川県においては、被災市町から県への事務委託は行われなかったものの、公費解体に関し、毎週、県・被災市町・国・事業者等が参加する工程管理会議により情報共有や課題の抽出を行い、積極的に県が関係者との調整を行いながら、対策を講じてきた。今後の災害に向けて、被災市町への支援として都道府県の役割がどうあるべきかについて整理していきたい。 また、二次仮置場の設置に関して、複数の市町で仮置場に破砕・選別設備を導入するなどしている。こちらも今後の災害に向けて、二次仮置場の設置が必要となる状況等の整理をしていきたい。 DX活用によりさらに効率化、円滑化できる部分があると理解している。次回以降も御意見をいただきつつ整理していきたい。 |
| 16 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 牧委員 | し尿処理は、市町村業務を環境省が支援したのか、プッシュ型で直接支援したのか。 | し尿処理は市町村業務であるが、避難所の仮設トイレ増加に伴うバキュームカーの応援要請などについて環境省で支援、対応した。また、避難所への仮設トイレの設置情報を経産省から随時情報提供いただき、現地の環境省職員や県、被災市町に情報提供すること等により現地対応をサポートした。 |
| 17 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 牧委員 | 解体やごみの運び出し等において、自衛隊との連携はあったか。 | これまで県からの要請を受けて自衛隊が現地支援に入った例としては、片付けごみがまち中にあふれて道路交通等に支障を来す場合が多かったが、今回はこれまでの大規模災害に比べてボランティア数が相対的に少なく、片付けごみがまち中にあふれるような状況が起こらず、要請がなされなかったものと理解している。 |
| 18 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 牧委員 | 水害と比べると、片付けごみの排出スピードが遅かったように思う。災害による違いがあると感じた。 | |
| 19 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 安富委員 | 解体だけでなく、修繕も合わせて進めていくべき。 | →資料1-2中の参考1参照 ※石川県において、公費解体と並行して、修繕に関する支援を実施中。本日、議題3において石川県から御説明いただく。 |
| 20 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 酒井委員 | 修繕対応の具体内容を紹介いただきたい。 | |
| 21 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 安富委員 | 輪島市の片付けごみ仮置場は市街地から遠い山奥にあるが、どのように搬入しているのか。また、志賀町の片付けごみ仮置場は市街地から近くスムーズに進んでいるが、発災後に仮置場の選定を行ったと伺い、市町によって対応の差があると感じた。 | 輪島市では、仮置場への搬入前に集積所を設置し、集積所までは住民やボランティアにより搬入、集積所から仮置場は事業者が収集運搬していた。一方で、仮置場を居住地近くに設置できた場合などでは、住民らが仮置場に直接搬入する方式をとっている。 片付けごみの発生量や仮置場の設置場所等に応じて、仮置場への直接搬入だけでなく、戸別回収や集積所を設置する |

| No. | 議事 | 発言者 | 発言内容 | 回答 |
|-----|--------------------------|------|---|--|
| 22 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 中林委員 | 現在は住民が災害廃棄物を仮置場まで運ぶことになっているが、高齢化社会を考慮するとそれは困難と史料。仮置場整備率が指標になると、仮置場方式で固定されてしまう懸念があり、仮置場整備もしくは戸別回収システムで対応しているか、といった形の指標にしていくのがよい。 | 選択肢があるという点については、ガイドライン等により示していく。 |
| 23 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 安富委員 | 地震と豪雨の複合災害である点について、より深く考えるべき。 | 複合災害への対応については課題や学びが多くあったため、今後の対策に活かしていく。 |
| 24 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 酒井委員 | 発生量の把握に関して、特に現場サイトでの把握のためのトラックスケールの必要性等の状況はどうか。 | 発生量の定量的な把握は重要。仮置場の制約や発生量の多さを考慮し、仮置場での管理、処理施設での管理それぞれ対応しやすい部分と困難な部分がある。量に限らず質の管理も含めて、今般の検証等を踏まえ、標準的な管理方法について打ち出していく。 |
| 25 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 中林委員 | 建物被災認定調査を行っている国交省と連携して、修理できるものには後押ししたらどうか。 | 関係省庁とコミュニケーションをとり、必要な対処について検討していく。 |
| 26 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 浅利委員 | 復興に向けた解体のあり方として、一刻を争うのか、住民との対話を大事にするのか、議論が必要。 | 上記 No. 19、No. 20 の質問とも関連しており、併せて検討していく。 |
| 27 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 浅利委員 | 人材バンクについて、延べ人数が示されていたが、今後の災害に向けて、実際にはどれほどの自治体人材バンクの活動に入られたのか、手応え、課題は如何。 | 令和6年能登半島地震では、支援員91名、補佐員78名が現地入りして支援した。また、人材バンクとは別に、全国の市町村廃棄物部局からも事務職員として1週間程度の短期派遣による支援をいただいた。人材バンクについては、今後もより円滑・効果的に運用されるように、よりよい運営に努める。 |
| 28 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 酒井委員 | 滅失登記について、阪神淡路大震災時にこの問題をどう扱われて、何がどこまで議論されて整理されたのか、時系列でまとめていただきたい。 | →資料1-2中の参考2参照 |
| 29 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 中林委員 | 今般は被害棟数に比して、解体件数が多いのでは。 | 資料6のP.5の表について、石川県の全壊半壊合わせた被害は住家24,000棟程度、非住家36,000棟程度で、合計約60,000棟であった。公費解体加速化プラン改定版(今年1月末)の解体見込棟数は約39,000棟で、全壊半壊の被害棟数の6割超。全壊の解体申請が多く、半壊は全壊ほどの申請はないと認識。 |
| 30 | (1)3 令和6年度の自然災害における対応状況 | 酒井委員 | これまでの災害での割合(=解体棟数/住家非住家合計の半壊以上の被害等数)を整理いただきたい。 | →資料1-2中の参考2参照 |
| 31 | (2)今後の災害廃棄物対策等に関する検討について | 酒井委員 | 災害対策基本法の改正案について紹介いただきたい。 | →資料1-2中の参考3参照 |